



発行 東京都

目次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………
- ………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）……………
- マンション建替組合の設立認可……………
- ………（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）……………
- 土地区画整理組合の定款の変更認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 貸金業法による行政処分……………
- ………（産業労働局金融部貸金業対策課）……………
- 家畜人工授精師の登録……………
- ………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………
- 都道の区域変更（六件）……………
- ………（建設局道路管理部路政課）……………
- 都道の供用開始……………
- ………（同）……………
- 臨港地区の指定……………
- ………（港湾局離島港湾部管理課）……………
- 告 示（公）……………
- 駐車監視員資格者講習の実施……………

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について  
の公開の聴聞……………

規 程（交）

○東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正  
する規程……………

告 示（水）

○昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都  
水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の  
指定）の一部改正……………

告 示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等……………

公 告

- 土地区画整理組合の理事の辞任……………
- ………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………
- 土地区画整理事業の換地処分……………
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………
- 管理処分計画の変更（三件）……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- ………（環境局都市地球環境部環境影響評価課）……………
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ………（同）……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
- ………（水道局）……………
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………
- ………（同）……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- ………（下水道局）……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- ………（同）……………

告 示

●東京都告示第五百七十号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び  
特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十  
号）第三十九条第一項の規定により、瑞穂町における特定  
計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実  
施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。  
平成二十年四月七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 非自動ばかりであつて、ひょう量が二百五十キログラ  
ム以下のもの、分銅及びおもりについては、平成二十年  
五月二十日から同月二十三日まで（東京都の休日に関す  
る条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除  
く。）特定計量器の所在の場所において検査を実施する。  
二 一の検査のほか、東京都計量検定所（港区海岸一丁目  
七番四号）において、平成二十年五月二十日から同月二  
十三日まで（東京都の休日に関する条例に定める休日を除  
く。）の午前九時から午後四時三十分まで検査を実施  
する。

●東京都告示第五百七十一号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年  
通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を  
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十  
一条第二項の規定により告示する。

る。

平成二十年四月七日

東京都多摩建築指導事務所長

平 山 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

西東京市ひばりが丘二丁目千五百八十一番十一及び同番十三の各一部 平成二十年三月十四日

小平市小川町二丁目千九百四十九番一、千九百五十九番一、同番三及び同番六 同日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課

●東京都告示第五百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成二十年四月七日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 指定する区域 別図のとおり(江戸川区松江三丁目三千九百四十八番及び三千九百四十九番の各一部)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

別 図

